

例外となる野外焼却のガイドライン(案)

～地域の生活環境と農業振興の調和をめざして～

ご意見を
募集します

三田市は、住宅地周辺に隣接した水田とそれらと連担する里山^{れんたん}が広がり、自然豊かな農村地域が形成されています。農村地域は市域面積の 91%であり、市の総人口で見ると 18%の人々が暮らしています。その人々の知恵と努力で農業を営み、広大な土地が維持されてきた結果、三田の美しい里山景観が守られています。

一方で、環境問題に対する意識の高まりから、法律で例外と認められる農業を営むための野外焼却であっても、可能な限り少ない焼却量にとどめ、周囲に迷惑がかからないよう配慮が必要です。

住宅地域と農村地域に暮らす人々が、それぞれの生活や文化をお互いが理解し尊重し合うことは、地域と地域、人と人が共生する成熟のまちづくりを進めるうえでは欠かせないものです。

この度、地域の生活環境と農業振興の調和をめざして、市民の皆さんに農業を営むための野外焼却について正しく理解していただくとともに、農家の皆さんに一定の配慮をしていただきたい事項を定めたガイドライン(案)を取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

ご意見は、今後制定する「(仮称)里山の保全と活用に関する条例」に盛り込む野外焼却に関する調整条項の参考とさせていただきます。



1 目的

(1) 野外焼却の禁止

廃棄物の野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止とされています。

野外焼却は、ダイオキシン類の有害物質の発生による大気汚染により、人の健康に様々な悪影響を与える恐れがあるだけでなく、「洗濯物に臭いがつく」、「煙が部屋に入り、窓を開けられない」等の煙害により、周辺住民の生活環境を悪化させることになります。



(2) 野外焼却の例外

焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取り締まりが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより、取り締まりの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについては、例外が設けられています。

法施行令第14条第4項の規定において、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却とされています。

しかし、例外として認められる野外焼却であっても、周辺地域の生活環境の保全上、著しい支障を生じないものに限って認められることを十分理解のうえ行わなければなりません。

本ガイドラインは、野外焼却の例外となる農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(以下「野外焼却」という。)について、地域の生活環境と農業振興の調和を図るため、市民の皆さんに野外焼却について正しく理解していただくとともに、農家の皆さんに一定の配慮をしていただきたい事項を定めたものです。

2 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

農業を営むための畦畔^{けいはん}(※)管理として発生する刈り草や野菜などの残さ等の野外焼却は、農作物の病虫害の防除や鳥獣被害の軽減、また、刈り草等処分する作業上の問題などから、農村社会の慣習として日常的に通常行われてきたものです。農家が畦畔をはじめとする農地を維持することによって、農地の多面的な機能の効果が発揮されます。

※畦畔：田畑を区切るあぜ

農地の多面的な機能

農地は、私たちの生活に必要な米や野菜などの生産の場としての役割だけでなく、農業の営みにより、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらす「多面的な機能」を有しています。

例えば、水田は雨水を一時的に貯めることで、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育てる環境を維持しています。また、農村の豊かで美しい景観を守り、伝統文化を継承する役割など様々な機能を有しています。

3 対象者

野外焼却が行える対象者は次のとおりとします。

- (1) 農地の所有者又は農地を借りている農家
- (2) 農家から委託又は作業の依頼を受けている者

4 対象施設

野外焼却が行える施設は次のとおりとします。

- (1) ほ場、畦畔、農道・農業用水路^{のりめん}の法面、ため池^{ていたい}の堤体(以下「農業用施設」という。)
- (2) 農作物の病虫害の駆除のために必要な農業用施設に隣接した道路・水路の法面

5 対象廃棄物

野外焼却が行える廃棄物は次のとおりとします。

- (1) 稲わら、もみ殻
- (2) 農業用施設の管理に伴い発生する刈り草
- (3) 野菜などの収穫残さ（出荷できなくなった野菜等、収穫後に残る葉、茎、枝、根等）
- (4) 果樹等の剪定枝
- (5) 農業用施設に生えている小さな木竹
- (6) 以下の廃棄物は、対象廃棄物から除外とします。
 - ① 農業用ビニールシート（マルチ）、畦シート
 - ② プラスチック製支柱
 - ③ 市民農園利用者による刈り草や収穫残さ
 - ④ その他の農業用資材、家庭ごみ（庭の落葉・枝を含む）
 - ⑤ 山林や竹林から搬出される木竹
 - ⑥ 農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝
 - ⑦ ①～⑥以外のものは市が個別判断します。



6 野外焼却の自粛期間

市内全域において生活環境への配慮と効果的な農作物の生産を図るため、**11月1日から12月31日までの2か月間は野外焼却を控え**、作物残さの有効活用と効果的な害虫防除に努めましょう。

（※すき込みや堆肥化が困難な作物残さで1月まで農地内に仮置きできない場合は除きます。）

- (1) 稲わら、もみ殻は、土づくりに有効な腐植や栄養素を含む有機質資源です。焼却せずに活用しましょう。
また、低温になると土壌中で分解しにくくなります。有効利用を図るため、できるだけ堆肥や土壌改良資材とともに年内にすき込みましょう。
- (2) 水稻の縞葉枯病を媒介するヒメトビウンカの防除のためには、1月～3月上旬に畔焼きすることは、農薬を使わない耕種的防除方法として有効です。

- 三田市では11月1日～12月31日までの間は、野外焼却の自粛期間です。ご協力をお願いします。
- 地域で話し合っ、その他の期間においても、野外焼却の自粛期間を設けるよう努めてください。

7 実施方法

煙や臭いによる近隣住民への影響や延焼による危険もあることから、次のことに遵守しましょう。

- (1) 水分量が多いと煙が発生しやすいため、焼却物はよく乾燥させること。
- (2) 多くの煙が発生しないよう焼却物を小山にして少量ずつ集積し焼却すること。また、集積した焼却物を同時に焼却しないこと。
- (3) 風向きに注意し、火煙が民家等に影響がある場合は直ちに焼却を中止すること。
- (4) 消火用の水を用意しておくこと。
- (5) 火災に十分留意して消火するまではその場を離れないこと。
- (6) 夜間の野外焼却はしないこと。

※たとえ軽微な野外焼却であっても、生活環境上支障があると判断されるものは、行政指導や行政処分の対象となる場合がありますので十分留意してください。

注意事項

- 作物残さであっても、田畑から自宅その他の場所に持ち込み、直火や簡易な焼却炉、ドラム缶等で焼却することは、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却には該当しません。適切に処理されますようお願いいたします。

8 周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組み

野外焼却の煙は、洗濯物に臭いがつく、家の中にまで煙や臭いが充満するなど、周辺地域の生活環境に影響を与えます。

例えば、地域の実情に応じて、野外焼却の自粛日を設けて周辺住民に周知するなど、生活環境に与える影響に配慮した取り組みについて、地域でぜひ話し合ってくださいませようお願いします。

【取り組みモデル例】

- (1) 野外焼却の自粛日を設ける。
○曜日と○曜日は野外焼却の自粛日とする。
- (2) 自走式草刈り機やセンチピードグラスを導入し、畦畔管理における野外焼却を削減する。
- (3) 果樹園での剪定枝は、焼却処分せず、粉碎機によりチップ化し堆肥化や有機物マルチとして利用する。

市では、周辺地域の生活環境に配慮した取り組みに協力していただける団体をモデル地区として指定し、様々な支援を検討してまいりますのでご協力をお願いします。

9 野外焼却の減少への取り組み

農地と住宅が隣接している地域での野外焼却は、生活環境に与える影響が大きいことから、農家の皆さんは野外焼却の減少に努めましょう。

(1) 野外焼却を減少させる畦畔管理について

畦畔の草刈りは、農家にとって多大な労力を有しています。5月の田植前から収穫の10月までに平均4回、多い農家は6、7回ほど草刈りをされます。草刈り作業の軽減を図り、なおかつ、畦畔管理に伴う野外焼却を減らしましょう。



ア 自走式草刈り機の導入

自走式草刈り機は、草刈り作業の軽減が図られるだけでなく、草を細断することから、刈り草の分解が早く、刈り草の野外焼却は不要となります。

【導入事例】

多面的機能支払交付金等を活用して斜面用自走草刈り機と2面式自走草刈り機を活動団体が購入し、農家に無料貸出しされています。

イ 畦畔の植生管理に適するセンチピードグラスの導入

畦畔の植生は、畦畔の安定には欠かせません。草丈の高い雑草が多いと、草刈りに要する管理労力が大きく負担が大きくなります。比較的草丈が低いセンチピードグラス（和名ムカデシバ）を植栽することで、畦畔の草刈りが年間1～2回で済み、畦畔管理の軽労化が図れます。

【取組事例】

毎年少しずつ畦畔にセンチピードグラスの植栽が進められ、種子代や作業人件費などの植栽に係る経費は多面的機能支払交付金等で支出されています。

(2) 果樹園での剪定枝処分の取り組みについて

果樹園から排出される剪定枝は、焼却処分せず、粉碎機によりチップ化し堆肥化や有機物マルチとして利用されています。

剪定枝を再資源化し、園内に還元させる資源循環型農業に取り組みましょう。



10 ガイドラインの改定

法令改正や社会情勢の変化により、このガイドラインは適時改定させていただきます。

ガイドライン(案)へのご意見をお寄せください

任意の様式に住所、名前、電話番号を記入し、窓口、郵送、ファクス、eメールで下記までご意見の締切り＝10月1日(月)到着分

提出先＝〒669-1595 三輪2-1-1(本庁舎4階) 環境衛生課

☎ 559-5064 FAX 562-3555 eメール kankyo_u@city.sanda.lg.jp

お問い合わせ先 三田市役所 市民生活部 環境共生室 環境衛生課 ☎ 079-559-5064 FAX 079-562-3555

野外焼却・不法投棄に関する相談専用ダイヤル：090-8376-7554